

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人区画整理促進機構定款第49条第2項の規定に基づく賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 賛助会員の種別は次のとおりとする。

- ・名誉会員 学識経験者等で理事長が推薦した者。
- ・特別会員 寄附金を出捐した者。
- ・一般会員 特別会員以外の地方公共団体、公益法人、民間企業、個人等で機構の趣旨に賛同して入会した者。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得て、賛助会員となることができる。ただし、名誉会員については、入会申込書の提出を要しない。

(特別会員の権利承継)

第4条 特別会員である者の申し出によって、特別会員の権利を承継した企業については、理事長の承認を得て、当該特別会員に代わって特別会員となることができる。

(会費)

第5条 賛助会員は、次に定める年会費を機構に納付しなければならない。ただし、名誉会員及び特別会員については、年会費を免除するものとする。

年会費（一般会員）	地方公共団体（市）	50,000円
	地方公共団体（町、村）	30,000円
	公益法人	50,000円
	民間企業	100,000円
	個人	10,000円

(会員の受けうる便益)

第6条 賛助会員は、次の便益を受けることができる。

- (1) 機構が発行する機関紙等の無料配布。
- (2) 機構と賛助会員の意見交換会、懇話会への参加。
- (3) その他機構の行う事業への参加。

(退会)

第7条 賛助会員は、次の各号の一つに該当する場合は、退会するものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 民間企業又は団体等が解散したとき。
- (3) 理事長が、理事会の決議を経て除名したとき。

2 退会した賛助会員の既納の会費は、返還しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1) この規程は、平成3年9月10日から施行する。
- 2) この規程の改正は平成16年2月19日から適用する。
- 3) この規程の改正は平成25年4月1日から適用する。
- 4) この規程の改正は平成27年4月1日から適用する。